

休憩室と休養室の違いは。兼用でもよいか

労働安全衛生法では次の定めがあります。（最後ページの法の条文参照）

休憩室について

有害業務のない作業場・・・設置は努力義務

有害業務がある作業場・・・設置が義務

休養室について

常時50人以上又は女性30人以上の事業場・・・男女別々に設置が義務

1. 休憩室と休憩設備の違い

休憩設備とは休憩室、ソファー、ベンチ、椅子などをいいます。

有害業務がある場合は有害物からの暴露防止のため、有害物の侵入が無い休憩室の設置が必要ですが、有害物にばく露されない場所に設置又は有害業務が無い場合は、必ずしも独立した休憩室の設置を必要とせず、椅子・ベンチのみの休憩設備(休憩スペース)でも良いと解釈されます。

2. 休憩室を休養室兼用として使用できるか、専用とすべきか。

休養室とは体調不良者が静かに横になれる場所です。通常休憩室として利用していても、体調不良者が発生した場合すぐに休養室として使用できるなら、休憩室と休養室の兼用がきますが、

- ・休憩室は男女の区別は必要ないが休養室は男女別にする必要がある
- ・有害物による室内汚染
- ・休養室として使用中は休憩場所がなくなる

などを考慮した場合、休憩室を休養室に兼用とすることは、望ましくないとされています。（昭和47年通達第799号）

3. 作業場内の運転室を休憩室にできるか

休憩室の設置の条件に「作業場以外に設置」とありますが、「隔壁等により遮断されていたり、粉じん作業を行っている箇所と距離が離れていることにより、粉じんにばく露されない場所が含まれる」（粉じん則に関する通達(昭和54年382号)とされていますので、作業場内の有害物の侵入がない運転室で兼用できると解釈されます。

休憩時に移動が大変なほど遠い場所に設置されている休憩室は、休憩室に当たらないこととなりますのでご注意ください。

法の条文

(休憩設備)

安衛則第六百十三条 事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。(努力義務)

(有害作業場の休憩設備)

安衛則第六百十四条 事業者は、著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害なガス、蒸気又は粉じんを発散する作業場その他有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。(義務)

(休憩室)

特化則第三十七条 事業者は、第一類物質又は第二類物質を常時、製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行なう作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。(義務)

粉じん則 (休憩設備)

粉じん則第二十三条 事業者は、粉じん作業に労働者を従事させるときは、粉じん作業を行う作業場以外の場所に休憩設備を設けなければならない。(義務)

(休養室等)

安衛則第六百十八条 事業者は、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。(義務)

(睡眠及び仮眠の設備)

第六百十六条 事業者は、夜間に労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠

することのできる機会があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男性用と女性用に区別して設けな

ければならない。

2 事業者は、前項の場所には、寝具、かや その他必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。